

相談者の皆様へ

情報提供のお願い

消費者団体訴訟制度について

消費者団体訴訟制度は、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法、食品表示法に反する事業者の行為（不当な契約条項の使用、不当な勧誘行為、不当表示）について、適格消費者団体が差止請求訴訟を提起することを認めた制度です。実際には差止請求訴訟に至る前に、裁判外の申入れの段階で事業者の不当な行為が是正されています。

東京都内の適格消費者団体とこれまで是正を実現した事業者の業種

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

結婚式場、スポーツクラブ、有料老人ホーム、美容外科クリニック、墓地・墓石事業者、ペット、クリーニング、探偵、クリエイター要請スクール 等

認定 NPO 法人 消費者機構日本

セラピスト養成講座、建築請負事業者、エステティシャン養成講座、美容外科クリニック、スポーツクラブ、家電量販店、不動産賃貸借、結婚式場、エステティックサロン、留学斡旋業 等

適格消費者団体に情報をご提供ください！

- ・ 個別の救済を目指すものではありません。同様の被害の拡大防止の為、情報提供をお願いします。

・ 情報提供いただきたい内容

契約締結に至る経緯、どのような被害にあったか。

契約書やパンフレット等、事業者作成の書類のコピー

事業者のウェブサイトの URL (規約等が掲載されている場合は該当のページ)

広告、チラシのコピー 等

不当な勧誘の場合は、勧誘の詳細な経緯

- ・ 情報提供いただいた事案の経過や検討結果については、申し訳ありませんがお知らせしていません。

情報提供先（下記団体のいずれかに情報提供してください。）

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

電話 03-5614-0543、FAX 03-5614-0743

週末電話相談（土・日） 03-5614-0189

ウェブサイトでの情報提供受付

情報をお寄せください ⇒ 被害メール便

<https://ssl.alpha-prm.jp/zenso.or.jp/secure/mail>

01.html

特定非営利活動法人 消費者機構日本

電話 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

（月～金 10時～17時、祝日除く）

ウェブサイトでの情報提供受付

消費者のみなさんへ 情報提供はこちらに

<http://www.coi.gr.jp/>